OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	OSCEにおける信頼安全醸成措置 : メカニズムの発展と評価-
Author(s)	佐渡, 紀子
Citation	国際公共政策研究. 1998, 2(1), p. 219-236
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5011
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

OSCEにおける信頼安全醸成措置
—メカニズムの発展と評価—

Confidence- and Security- Building Measures in the OSCE :the mechanism and an assessment

佐渡　紀子*

SADO Noriko*

It has been recognised that Confidence- and Security- Building Measures (CSBMs) are useful for the international security. This article examines CSBMs mechanism in the OSCE .

The evolution of CSBMs mechanism is explained by dividing it into two phases; (1) the increase in CSBMs activities and; (2)the improvement of each measure. This article also clarifies three functions of CSBMs and the implementation record.

It becomes clear through this approach that CSBMs have appropriately functioned and that the evolution, *per se*, has indicated the process of "confidence building" among participating states.

キーワード：OSCE, CSBM, CBM, 信頼譲成措置, 国際安全保障,

Keywords : OSCE, CSBM, Confidence- and Security- Building Measures, International Security,

＊大阪大学大学院国際公共政策研究科　博士後期課程

はじめに

ASEAN地域フォーラム(ARF)での取り組みに代表されるように、信頼醸成措置(Confidence Building Measures: CBM)は様々な地域で用いられ、安全保障を強化するものとしての評価を確立した。この信頼醸成措置の取り組みが最も進み、かつ成功を収めているとされるのがOSCE(Organization for Security and Co-operation in Europe:欧州安全保障協力機構、CSCEの後身)である[1]。全欧州諸国の参加するOSCEは[2]、欧州の安全保障と経済、人権、民主主義、法の支配等を不可分のものとして扱う包括的アプローチを採用している。活動の初期から始められた信頼醸成のための取り組みは、CBMからCSBM(Confidence- and Security- Building Measures: 信頼安全醸成措置)への名称変更を経て[3]、人権や民主主義の促進と並んで欧州安全保障の強化に大きな貢献を果たしている[4]。

OSCEの20年以上にわたる取り組みの最初に導入された義務的CBMであり[5]、また同時に著しい発展をみせたのが、軍事活動の事前通告であった。つづいて、この事前通告の検証のために現地視察・査察の受け入れが義務化された。信頼醸成のためには軍事活動の非攻撃的意図の伝達とそれに対する確信(reassurance)が不可欠であるとの認識から、これらの二措置は基本的なCBMとして高い評価を受けてきた。しかし、OSCEで導入された措置のうちこれら二措置が中心的に扱われてきたため[6]、その他さまざまな措置で構成されるメカニズム全体像とその成果は、必ずしも明確にされていない。OSCEのCSBMの意義を評価するためには、これらの把握は不可欠である。そこで本稿では、OSCEの枠内で作り上げられたCSBMメカニズムを明確にし、参加国間の信頼を醸成したCSBMの成果を評価する。

第1章 OSCEにおけるCSBMの起源と定義

CSBMという表現は欧州での取り組みの過程で生み出されたもので、国連をはじめ、一般的にはCBMという表現が用いられることが多い。OSCEにおいても、取り組みの初期にはCBMの表現が用いられていた。OSCEでCBMという表現が初めて用いられたのは、1972年に始まったCSCE準備会議である[7]。この時CBMの導入に積極的な姿

1) CSCE (Conference on Security and Co-operation in Europe:欧州安全保障協力会議)は1990年のパリ首脳会議で常設化を宣言し、1994年のブダペスト首脳会議で機構化を決定した。OSCEという名称は1995年1月1日から使われている。したがって本稿では原則的に、1994年末までをCSCE、1995年以降はOSCEと表記する。しかし文脈に応じてはこの限りではない。

2) NATO構成国、WTO構成国そして非同盟・中立諸国の35カ国で始まったCSCEは、ソ連の崩壊に伴い参加国数は増加し、現在では55カ国となっている。なお新ユーゴが1992年6月以降参加資格を凍結されており、意思決定参加国数は54カ国である。

3) 本稿ではCSBMの表現が合意文書に盛り込まれた1983年以前のものをCBM、以降のものをCSBMと表記するが、文脈に応じてはこの限りではない。

4) CSCEプロセスにおける人権と民主化について詳しくは、吉川元『ヨーロッパ安全保障協力会議(CSCE):人権の国際化から民主化支援への発展的考察』、三嶺書房、1994年参照。

5) OSCEにおける取決めは政治的合意、すなわち非法律的合意である。非法律的合意について詳しくは、位田隆一「「ソフトロー」とは何か－国際法上の分析概念としての有用性批判－(二)」『法学論叢』、117巻6号、1985年9月、8-15頁、Michael Bothe, "Legal and Non-Legal Norms -A Meaningful Distinction in International Relations?", *Netherlands Year Book of International Law*, vol.11, 1980, pp.85-95.参照。

6) 事前通告と検証措置に注目した研究の例として、植田隆子「欧州安全保障協力会議における信頼譲成措置の発達－視察・査察を中心に－」『国際法外交雑誌』88巻5号、1989年、7-22頁がある。

勢を示したのは、非同盟・中立諸国であった。当時、非同盟・中立諸国は、自国の安全保障と密接な関係のある、東西ブロック間の軍備管理・軍縮交渉に関与することができなかった。そこで、すべての参加国が対等な立場で参加するCSCEを[8]、欧州の安全保障問題に関与するための場として位置づけたのである。CSCEでの議題にCBMを盛り込もうという非同盟・中立諸国の主張は、準備会議の最終勧告に盛り込まれた。そして参加国は1973年7月3日から2年間にわたるCSCEでの交渉を始め、CSCEプロセスの最初の成果であるヘルシンキ最終議定書が、1975年8月1日に採択された[9]。CBMはこの最終議定書の第1章第2節「信頼醸成措置および安全保障と軍縮の若干の側面に関する文書」に規定されたのである。

OSCEのCBM／CSBMの目的は、ヘルシンキ最終議定書で「参加国間に存在する緊張の原因を除去し、そしてそのようにして世界の平和と安全に貢献する」ことであり、「参加国間の信頼を強化し、そしてそのようにして欧州における安定と安全の強化に貢献する」ことであり、具体的には「特に参加国間に軍事活動の性格についての明確で時宜にかなった情報が不足している状況において、武力紛争の危険や懸念を生じさせ得るような軍事活動についての誤解または誤認の危険性を減少させることに貢献する」ことであると規定された[10]。つまりOSCEのCBM／CSBMの目的は、情報の提供により、参加国間に軍事的脅威が存在しないことの確証を与え、国家間の信頼を強化することであると言える。

ヘルシンキ最終議定書にCBMが盛り込まれた後、ベオグラード再検討会議を経て[11]、CSCE参加国は1980年にマドリード再検討会議を開催した。ここではヘルシンキ最終議定書の履行状況や新たな提案の検討がなされ、なかでもCBMについては独自の会合の開催とその場で交渉される措置の方向性が合意された。その会合とは、1992年に安全保障協力フォーラム(Forum for Security and Cooperation:FSC)が設置されるまでの約8年間[12]、信頼醸成に関する交渉の場となったCDE(Conference on Confidence- and Security- Building Measures and Disarmament in Europe: 欧州におけるCSBMと軍縮に関する会議)である。この会議の名称に示されるように、マドリード再検討会議以降、CBMにかわってCSBMという表現が用いられるようになる。

CBMとCSBMの違いは何であろうか。ヘルシンキ最終議定書でのCBMは、適用範囲が欧州諸国の領域・隣接海空域に限られ、領域が欧州以遠に広がっている場合は、欧州側の国境から250km以内のみをCBM適用地域としていた。さらに事前通告に対する検証措置は、任意規定であった。これに対してマドリード再検討会議では、CSBMは「ヨーロッパ全体に適用可能なもの」「軍事的に意

7) 1972年11月22日から1973年6月8日にフィンランドのディポリで開催された。GhebaliによるとCBMはベルギーとイタリアが提案した。Victor-Yves Ghebali, *Confidence-building Measures within the CSCE Process: Paragraph-by-paragraph analysis of the Helsinki and Stockholm Process*, UNIDIR, New York, 1989, p.5.

8) CSCEはすべての参加国が主権国家として完全に同等な資格で参加するものとされ、会議の決定はコンセンサス方式でおこなわれることが合意された。OSCEの意思決定手続きは、機構化した現在でも、一部の例外を除きコンセンサス方式である。

9) Final Act of Helsinki, 1 August 1975.

10) Final Act of Helsinki, chap.1, sec.2, para.1, para.2, para.4.

11) 1977年10月4日から1978年3月9日まで開催。

12) 安全保障協力フォーラムは1992年のヘルシンキ首脳会議で設置された常設機関であり、CSBMの交渉と履行確保、セミナーの開催、後述する年次履行評価会議の開催などを行う。

義のあるもの」「政治的拘束力のあるもの」「内容に適した検証措置をともなったもの」でなければならないとの合意がなされた[13]。これをうけて実際にCSBMとしてストックホルム文書で合意された措置は[14]、適用範囲が「大西洋からウラルまで」に拡大され[15]、検証措置として現地査察の受け入れが義務化された。さらにこの会議では、軍事活動に対する制限措置が導入されている。このようにCSBMはCBMに比べて、措置の実効性が高まったといえる。特に制限措置は積極的に安全を高める措置であるとの理解から、CSBMの「S」は制限措置の導入を象徴しているともいわれる[16]。

第2章 メカニズムの発展

第1節 CSBMの対象領域の拡大

OSCEでは現在までに五つの文書が採択されている。その過程でCSBMの扱う領域に変化がみられた。まずヘルシンキ最終議定書で合意されたCBMは、軍事演習の事前通告、軍隊の移動の事前通告ならびに演習への視察員の招聘であった。しかし軍隊の移動の事前通告と演習への視察員の招聘は任意規定であった。このように同議定書でのCBMは軍事活動の情報提供という非常に限られた措置であったため、第一世代のCBM、または伝統的CBMと呼ばれる。

つづくストックホルム文書では、軍隊の移動の事前通告と視察措置が義務化され、新たに査察・評価訪問、軍事演習の年間計画の交換と軍事活動の制限措置が導入された。情報の信頼性を保障する検証制度と事前通告から一歩進んだ制限措置の導入という拡大をみたストックホルム文書でのCSBMは、第二世代と称される。

1990年11月17日採択のウィーン文書1990[17]、1992年3月4日採択のウィーン文書1992[18]、1994年11月28日採択のウィーン文書1994[19]でのCSBMは、第三世代のCSBMと呼ばれる。これらの文書では、軍事情報の交換、危機軽減措置、交流措置、コミュニケーション・ネットワーク、年次履行評価会議が導入され、措置数は10にまで増加した。それまでの軍隊の活動に限定しての情報交換は、ここで装備も含めた軍事情報の交換へと発展した。また交流措置、危機軽減措置などの協議を目的とした措置の導入は、これまでの情報の交換にとどまらない新たなCSBMを構成している。

以上のように、措置数の増加という形でCSBMの対象領域は徐々に拡大してきたのである。

第2節 措置内容の精緻化に見られるメカニズムの発展

第1節でみた対象領域の拡大と並行して、各措置の規定内容は漸進的に改善されてきた。以下では、それぞれの規定の精緻化を検討す

13) Concluding Document of Madrid, para.6.
14) マドリード・マンデートによって開催された、ストックホルムでのCDEの交渉について詳しくは、John Freeman, Security and the CSCE Process: The Stockholm Conference and Beyond, Macmillan, London, 1991, pp.90-119. 参照。
15) 現在のCSBM適用範囲は、全欧州とその隣接海空域、そしてカザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンである。
16) Sverre Lodgaard, "A Critical Appraisal of CSBMs by Category", in United Nations, *DISARMAMENT Topical Paper 7: Confidence- and Security- Building Measures: From Europe to Other Regions,* United Nations, New York, 1991,pp.17-18.
17) Vienna Document 1990, 17 November 1990.
18) Vienna Document 1992, 4 March 1992.
19) Vienna Document 1994, 28 November 1994.

る[20]。

①事前通告（Prior Notification）、年間計画（Annual Calendars）

「軍事活動の事前通告」はヘルシンキ最終議定書で合意されたもので、いわゆる伝統的CBMであると同時に、文書を重ねるごとに著しい発展をしてきた措置でもある。

ヘルシンキ最終議定書での事前通告は「大規模演習」と「その他の軍事演習」に分けられ、前者についてのみ通告を義務とした。この時の基準は兵力2万5千人とされ、これを超える兵力の従事する演習を実施する場合には、21日以上前に他の参加国に対して通告をしなくてはならないと定めていた[21]。

ストックホルム文書では基準が参加兵力1万3千人以上に改められ、通告期間も42日以上前に拡大された。さらに上陸演習とパラシュート急襲演習についても、参加兵力が3000人以上の際は事前通告の対象とし、また、戦車が300両以上参加する活動も、同じく42日以上前に通告することを義務づけた。また空軍も参加し、ヘリコプターを除く航空機が200回以上出撃を予定しているときは、その空軍の参加も通告対象となった。ストックホルム文書は通告時に提出される情報について詳細に規定し、さらに、演習のみならず参加兵力の移動をも義務的通告の対象としたことが注目される。

ウィーン文書1990では基準その他についての変更はほとんどなされなかったが[22]、ウィーン文書1992では参加兵力9000人、戦車250両に改善された。ウィーン文書1994では、新たに装甲戦闘車両500両以上、自進式／搭載式大砲、迫撃砲、複数ロケット発射装置（100ミリ口径以上）250門／基以上の時、という条件が加えられた。また、上陸／パラシュート急襲演習に加えて、ヘリコプターでの上陸作戦も3000人以上の場合には事前通告の対象に加えられるとしたのも、ウィーン文書1994であった。

事前通告の対象となる活動につき、参加国が次年度の予定を年末に他の全参加国と交換する「年間計画」は、ストックホルム文書で導入された。これにより、毎年書面によって以下の情報を通知することとなった。軍事活動の種類と名称、一般的特徴と目的、参加する国家、活動の地域、予定期間とおおよその開始予定日、兵力の予想総数、軍隊の種類、予想指揮水準、師団の数と種類、その他の追加的情報。

②視察（Observation）、査察（Inspection）、評価訪問（Evaluation）

ヘルシンキ最終議定書では自発的かつ二国間ベースであった「視察」は、ストックホルム文書で義務的措置となった。同文書では視察員招聘のための基準を、参加兵力1万7千人以上、上陸／パラシュート急襲演習は参加兵力5000人以上とし、視察プログラムに関する条件もここで定められた[23]。招聘国は視察員に活動に関するブリーフィング、活動地域の地図（50万分の1以下の縮尺）、視察プログラムを提供する。同時に、招聘国による検査と許可のもと視察員は自己の双眼鏡が使用できる。

ウィーン文書1990では視察員の待遇に関して改善がなされ、視察員が用いることので

20）措置の精緻化については表1を参照のこと。
21）緊急待機による活動は事前通告の対象外とされた。緊急待機による活動とは、参加兵力に21日より短い通知期間で実施される活動を指す。これはウィーン文書1994においても対象外のままである。
22）提供情報に陣形と部隊の従属関係、名称、数ならびに種類が加えられた。
23）緊急待機による活動は視察の対象外とされた。ウィーン文書1994においても、依然として視察の対象外となっている。

きる装備に自己の地図、カメラ、ビデオカメラ、口述録音機、夜間可視装置が加えられた。

ウィーン文書1992では視察受け入れの基準を参加兵力1万3千人以上とし、視察の対象となる活動の条件に戦車300両以上を新たに加えた。また上陸／パラシュート急襲演習についても基準が参加兵力3500人以上に改められた。ウィーン文書1994ではさらに、視察受け入れの条件に装甲戦闘車両500両以上、自進式／搭載された大砲、迫撃砲、複数ロケット発射装置(100ミリ口径以上)250門／基以上が追加されている。

「視察」とは別に、ストックホルム文書では「査察」も導入された。査察はCSBMの履行に疑問がある場合に、他の参加国の要求によって実施される。査察は、視察と異なり活動の規模によって受け入れが左右されず、また、査察を希望する国によって対象となる活動が決定される。査察は年間3回までは受け入れなければならず、地上または空中から、もしくはその双方で実施することができる。査察員は、自己の地図、カメラ、双眼鏡、口述録音機、航空図を用いることができる。ウィーン文書1990以降、第三世代の文書では、査察条件の改善がなされた。ウィーン文書1990では、査察員が使用できる装備に、チャート、ビデオカメラ、夜間可視装置が追加され、ウィーン文書1992では、査察を行なう国は他の参加国をその査察に参加するよう招待できるようになり、複数国による査察が可能となった。ここで、年間3回の受け入れ枠内でより多くの参加国が査察を行なう環境が整った。

「評価訪問」とは、後述する「軍隊に関する情報」と「主要兵器・装備システムの配備に関する情報」の規定にしたがって提供された情報を評価するためのもので、ウィーン文書1990で導入された。参加国は60部隊につき1年に1回の評価訪問を受け入れる義務を負う。評価訪問は訪問を希望する参加国によって要請が出され、被要請国は基本的にこれを受け入れる義務を負うが、理由を付して年5回までは受け入れを拒否することができる。要員は自己の双眼鏡、口述録音機を用いることができる。ウィーン文書1992では、評価訪問の対象が拡大され、ウィーン文書1994では訪問中に用いることができる装備に、自己の地図、チャート、カメラ、ビデオカメラが追加された。評価訪問はこのウィーン文書1994により、装備の点で視察・査察と同等の検証環境が整えられた。

③制限措置（Constraining Provisions）

一定規模以上の軍事活動を実施するためには、あらかじめその活動を年間計画に盛り込み参加国に通知しておかなければならないと義務づけたのが、「制限措置」である。ストックホルム文書での条件は、参加兵力4万人を超える活動は2年前に通知、2年前に通知のない7万5千人を超える活動は禁止、年間計画に含まれない4万人を超える活動の禁止であった。この時点では2年前通知を要件とする活動の規模とその通知がなされなければ活動が禁止される規模に開きがあり、不明確さを残した規定であった。しかしウィーン文書1990では、2年前通知のない兵力4万人を超える活動は禁止と統一された。さらにウィーン文書1992では条件に戦車900両を加えると同時に、回数制限を導入している。それは兵力4万人・戦車900両を超える活動は2年間に1回まで、また上記の基準以下で兵力1万3千人・戦車300両を超える活動は1年間に6回まで[24]、という規定をさす。

24) 兵力4万人・戦車900両以下で兵力1万3千人・戦車300両を超える活動うち、兵力2万5千人・戦車400両を超える活動は年に3回まで。

④軍事情報（Annual Exchange of Military Information）

「軍事情報の年次交換」はウィーン文書1990で導入され、「軍隊に関する情報」「主要兵器・装備システムの配備計画に関する情報」「軍事予算に関する情報」の交換が規定された。

「軍隊に関する情報」は、軍事組織、兵力、主要兵器・装備システムに関する情報を11月15日に毎年交換することを定めている[25]。提出される情報は、軍隊のコマンド構造、名称、従属関係、通常の位置、兵力数、主要兵器・装備システムの各装備数、21日を超えて予定される戦闘部隊・陣形の兵力増強数、定員不完全充足状態の戦闘部隊・陣形の21日を超えて予定される充足化などであり、翌年1月1日から有効とされる[26]。

「主要兵器・装備システムの配備計画に関する情報」では、「軍隊に関する情報」で指定された主要兵器・装備システム（戦車、装甲戦闘車両、対戦車誘導弾など）の翌年の配備計画、つまり、配備される兵器・装備の種類や名称、総数、配備先、既存のものへの追加・代替の程度について、毎年12月15日までに提出することが規定された。

「軍事予算に関する情報」では、次会計年度の軍事予算情報を、他の全参加国に提供することを定めた[27]。この規定はウィーン文書1994でさらに、次会計年度2年分の軍事予算、次5年会計年度の最後の2年についての研究・開発の総額等を、可能な限り提供することが追加され、長期・詳細な情報が公開されるようになった。

ウィーン文書1992で「主要兵器・装備システムに関するデータ」の交換規定が追加された。ここでは「軍隊に関する情報」で規定された兵器・装備システムにつき、所有するもののデータを交換することが定められた。提出されるデータとは、各兵器・装備システムの種類、国内での名称、主砲の口径、積荷のない状態での重量、夜間視覚能力の有無、追加的装甲の有無、車幅、浮遊能力の有無、潜水装備の有無である[28]。また、新しい種類やバージョンについての情報を提供する時は、その正面、上部、右または左側面の写真をデータ・注釈つきで提出しなくてはならない。

ウィーン文書1994では、「防衛計画、情報交換」「説明、再検討と対話」「追加的情報」が新たに規定された。「防衛計画、情報交換」規定は、防衛政策とドクトリン、軍事計画、前年度の防衛支出、次年度の防衛予算について、次年度の防衛予算の承認後2ヵ月以内に通知すると規定する[29]。予算と支出が公開されることにより、前年に提出した予算と実際の支出との不一致について、参加国が説明を求めることも可能となった。

「説明、再検討と対話」では、提供された情報につき、参加国が説明を求めることができることを規定している。提供された情報への質問とそれに対する回答の努力規定は、ウィーン文書1990で軍事予算の提出が定められた際にすでに盛り込まれていたが、「説明、再

25）主要兵器・装備システムとは、戦車、ヘリコプター、装甲戦闘車両、装甲車に常時搭載された対戦車誘導弾発射装置、自走式／搭載式大砲・迫撃砲・複数ロケット発射装置（100ミリ口径以上）、戦車橋。ウィーン文書1992ではさらに装甲人員運搬車に類似のものと装甲歩兵戦闘車両に類似のものが追加された。

26）戦闘部隊・陣形の兵力増強、定員充足化についてはウィーン文書1992で追加された。

27）軍事予算についての情報交換は、国連総会で採択された"Instrument for Standardized International Reporting of Military Expenditures"（35／142B. December 12. 1980）でのカテゴリー分けにしたがって提出される。

28）大砲類については種類、名称、口径、戦車橋については種類、名称、橋幅、運搬能力、戦闘機については種類、名称、搭載された装備、ヘリコプターについては種類、名称、主たる役割、搭載された装備をそれぞれ提出する。

29）軍事計画とは、軍隊の規模、構造、兵力、主要兵器・装備システムの配備と変化、訓練計画を指す。

検討と対話」の規定により、年次履行評価会議の開催を待つことなく、提出された情報についての説明を求めることが可能となったことになる。

「追加的情報」では「防衛計画、情報交換」で提出された情報以外で、防衛計画に関する情報を提出することを奨励する規定である。ここで提出を奨励される情報には、防衛計画に関する文書のリスト、白書などがある。

⑤危機軽減（Risk Reduction）、コミュニケーション・ネットワーク（Communication）、年次履行評価会議（Annual Implementation Assessment Meeting）

「危機軽減措置」は、ウィーン文書1990で「異常な軍事行動に関する協議と協力のためのメカニズム」と「軍事的性格の危険な事件に関する協力」がまず合意された。「異常な軍事行動に関する協議と協力のためのメカニズム」とは、通常の位置以外での軍隊の異常で計画にない行動について、協議し協力するためのもので、懸念を感じた参加国はそのような行動をとった参加国に対して説明を求め、回答を得ることができる。回答に満足が得られない場合、問題を討議するために二国間または全参加国による会合をもつことができる。このメカニズムを用いることにより、参加国は受け入れに上限のある査察規定を用いる事なく、軍事活動に対して懸念が生じた際に協議する機会をもつことが可能となった[30]。「軍事的性格の危険な事件に関する協力」では、参加国間で起こり得る誤解を防ぎ、他の参加国への影響を緩和するために軍事的性格の危険な事件を報告し、説明することを定めた[31]。危険な事件が発生した場合、自国軍が関与している参加国は迅速に他の参加国に情報を提供しなくてならない。同時に事件に影響を受けた参加国は、説明を受けることができる。さらに、危機軽減措置の有効性をあげる目的で、ウィーン文書1992は「軍事活動についての懸念を払拭するための訪問の自発的受け入れ」規定が追加された。ここで参加国は軍事活動についての懸念を払拭するために他の参加国を自国領域内に招待することが奨励された[32]。

危機軽減措置の導入と同時に、ウィーン文書1990では、24時間体制で措置に関するメッセージの伝達を行なうことを目的に、首都間を直接結ぶ通信網の設立が合意された。「コミュニケーション・ネットワーク」と呼ばれるこの通信網は既存の外交チャネルを補完するものだが、ネットワークを通じて伝達されるメッセージは公式のものとみなされる。

「年次履行評価会議」は、合意されたCSBMの現在と将来の履行について討議するために年1回開催するとして、ウィーン文書1990で導入された。年次履行評価会議で扱われる議題は、履行から生じた疑問についての説明、合意された措置の実施、措置の履行に起因するすべての情報の含意についてと規定された[33]。

⑥交流（Contact）

現在「交流措置」は、「空軍基地への訪問」

30) D. O. Stovall and M. R. Audritsh, "The Future Direction of On-site Inspections in Arms Control Through the Provisions of Confidence- and Security- Building Measures", *Arms Control*, vol.13, no.3, December 1992, p.425.

31) 危険な出来事の報告の促進はNATOの提案で、これはアメリカの査察員がソ連での査察の際に銃で脅されたという事件が2件起きたことに起因するといわれる。Jane M. Sharp, "Conventional Arms Control in Europe", in SIPRI, *SIPRI Yearbook 1991: World Armaments and Disarmament*, Oxford University Press, New York, 1991, pp.453-454.

32) 代表の数など、訪問プログラムは受け入れ国の裁量となる。

33) 年次履行評価会議は紛争防止センターで行うこととされたが、1992年の安全保障協力フォーラムの設置をうけて、ウィーン文書1994で年次履行評価会議の開催場所が紛争防止センターから安全保障協力フォーラムへと変更された。

「軍事的交流と協力のプログラム」「新しい種類の主要兵器と装備システムのデモンストレーション」から成っている。そのうち「空軍基地への訪問」はウィーン文書1990で導入された。「空軍基地への訪問」では、航空戦闘部隊をもつ参加国が、平時の空軍基地に他の参加国の代表を招待することが規定された。この訪問は、空軍基地の活動を観察し、戦闘機のおおよその数と実施中の任務の種類についての印象を訪問者が得るための機会の提供を目的としている。ただし、参加国は5年間に1回を超えて基地への招待を行なう義務はない。

「軍事的交流と協力のプログラム」は軍事的交流と軍事的協力に分けられているが、前者はウィーン文書1990で導入された。軍事的交流は信頼醸成プロセスを強化するための相互関係のさらなる改善のために、軍事的交流を適切に促進することが目的である。交流の例として列記されたのは、上級軍事代表間の交換・訪問、軍事機関の交流、教育コースへの他の参加国の軍事代表の参加、指揮官・士官の交換、軍事問題関連の学者と専門家の交換・交流、軍隊のメンバー間でのスポーツと文化イベントであった。ウィーン文書1994では新たに、海軍航空機・空軍部隊の相互訪問、軍隊メンバーのための軍事的訓練コースや外国語教育の場の提供等を加えている。後者の軍事的協力の部分は、ウィーン文書1994で新たに加えられた規定で、6つの協力分野を挙げている。つまり、共同軍事演習と訓練、軍事施設・軍事陣形への訪問とある種の軍事活動の視察、視察訪問、専門家の提供、軍事分野での協力に関するセミナー、軍事的交流と協力についての合意に関する情報の交換である。このうち、軍事施設・軍事陣形への訪問とある種の軍事活動の視察、視察訪問は、それぞれ視察規定の基準よりも低いレベルでの活動や空軍基地への訪問を自発的に受け入れることを取決めている。

「新しい種類の主要兵器と装備システムのデモンストレーション」は「軍隊に関する情報」の規定で挙げられた主要兵器・装備システムの新しい種類を域内に最初に軍隊に配備する国は最も早い機会に他の全参加国の代表のためにデモンストレーションを行なうとして、ウィーン文書1992で導入された。

第3章 CSBMメカニズムの評価

第1節 措置の履行

第2章でみたような二方向からの発展を遂げたOSCEのCSBMメカニズムも、措置の履行が伴わなければ意義のあるものとはいえない。しかし1975年の導入以来、CSBMは全体的に良好な履行が確保されている[34]。以下では各措置の履行状況を検討する[35]。

①事前通告、年間計画

導入から一貫して良好な履行がなされ、同時に冷戦終結の影響を大きく示しているのが事前通告である。第一世代期には、NATOと非同盟・中立諸国が積極的に取り組んだ一方で、WTO諸国に消極的な姿勢がみられたとの指摘はあるが、取決めの重大な違反は確認されていない。これは、第一世代の取決めが「大規模な」軍事演習の事前通告という限

34) OSCEから履行に関する公式の報告書は公開されていない。入手可能なものとして、ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の出版する年鑑において、履行に関するデータが報告されている。本稿で述べる履行状況は、このSIPRI年鑑での報告をもとに、OSCE事務局より個別に提供された情報を追加したものである。SIPRI, *SIPRI Yearbook 1987,1988, 1989,1990,1991,1992,1993,1994,1995,1996,1997*, Oxford University Press, New York, 1987,1988,1989,1990,1991,1992,1993, 1994,1995,1996,1997.

35) 履行に関しては表2を参照のこと。

られたものであったことが要因といえる。また、軍事活動は自国の技術手段(National Technical Means)を用いることによって、当時すでに察知可能であったため、事前通告義務に違反して活動した場合は批判をうけ、東西間の信頼を害する結果を招くことが明白であったことも要因といえる。つづく第二世代期では、通告のための基準が厳しくなった。結果として通告された軍事活動の数は著しく増加したが[36]、通告義務の重大な違反は指摘されなかった。つづく第三世代期では、通告の条件が追加され基準はさらに厳しくなったが、事前通告された軍事活動の数はウィーン文書1990が適用された1991年を境に急激に減少している。これは通告義務違反によるものではなく、活動の小規模化、つまり事前通告の基準を上回る活動が行われなくなったことが原因である[37]。

年間計画は完全履行のなされていない措置のひとつである。1980年代においては年間計画を提出しなかったのは、フランスを除くといわゆる中小国であった[38]。しかし1991年末の提出期限をみると、ロシアとCIS諸国による未提出が目立つ。その後も年間計画の提出率は大きな改善がみられないが[39]、これは新参加国の増加によるとともに、軍事活動の小規模化が進み、事前通告や制限措置に該当する活動が減少したことにも影響されている。つまり年間計画に記載すべき軍事活動を予定しない参加国が増加し、その中に年間計画そのものを提出しない国が出てきたためである。そのため年間計画を提出しない参加国が生じても、重大な批判または弊害は起きていない。

②視察、査察、評価訪問

視察は、自発的受け入れにとどまっていた第一世代期にはWTO諸国の受け入れに対する消極姿勢が目立ったが、義務となった第二世代期にはストックホルム文書で定められた以上の装備の利用が視察員に認められるなど、視察に対する参加国の取り組みは姿勢は良好であった。つづく第三世代期には、事前通告の内容と実際の活動の重大な不一致の指摘や、視察プログラムや待遇への不満が出されることもなくなった。しかし良好な履行状況とは対照的に、視察制度は現在、その規定の意義が実質的に低下する状況にさしかかっている。なぜなら大規模演習の激減により、視察対象となる軍事活動が減少したためである。視察は導入されてから3年間の1987年から1989年には、毎年二桁の視察が実施されたが、1990年以降は年間5回以下の視察が実施されるのみとなっている。

これに対して活動の規模に左右されない査察と評価訪問は、視察とは異なった履行状況を示している。初めて査察が行われた1987年には5件であったが、翌年には二桁となり、1990年には23件の査察が行われた。制度の導入にあたっては、査察を行なった結果、提供された情報に誤りがないことが判明した場合、査察はむしろ参加国間の不信を招くので

36) 第一世代期に通告された活動は毎年全参加国で10件前後であったが、第二世代期に入ると1987年の47件、1988年の38件と急増した。

37) 活動の小規模化には二つの要因がある。ひとつはブロック間対立構造の崩壊により軍事的緊張が低下したことであり、もうひとつはコンピュータ・シミュレーションやハイテク武器の使用によって、大規模演習が少人数演習で代替可能となったことである。

38) 例えば1989年末の期限までに提出しなかったのは、キプロス、アイルランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ルーマニア、サンマリノ、フランスである。

39) 提出された情報では、軍隊に関する情報の提出と防衛計画・防衛予算の提出の提出状況に差が見られ、前者の提出率のほうが一貫して良好となっている。

はないかという懸念がだされた。しかし、査察の導入後、参加国は懸念を感じたときに限ることなく査察を実施してきており、また、提供された情報に著しく反する事実が査察によって確認されたとの指摘は確認されていない。この査察制度は、視察の実施が著しく減少している現在、CSBMの検証手段として大きな意味を持っている。しかし参加国は依然として冷戦期の査察パターンに固執しており、また、限られた参加国しか査察に参加していないとの指摘がなされている[40]。

評価訪問は1991年から実施されているが、初年度の24回から1995年の63回へと、毎年その実施は増加している。そのうち1991年と1993年には受け入れ拒否、そして同じく1993年には中止された事例があった。実施された評価訪問のうち、1992年に提出情報と実際との不一致が確認された事例があったが、ほとんどのものが軍隊の再編成を行なった結果であるとして、重大な不一致とはみなされていない。またそのほかの評価訪問の結果では、提出された情報との著しい矛盾は指摘されていない。

③制限措置

事前通告よりも高い基準を定めている制限措置は、結果的に事前通告と同様の特徴を示す。参加国が制限措置に該当するものとした最初の報告は1988年のもので、8回が予告され、実施された。その後も制限措置に該当する活動が期限までに通告されなかった事例は確認されていない[41]。しかし1990年11月末を期限として提出された1992年の活動予定で制限措置の該当活動が0になって以来、制限措置に該当する軍事活動は実施または予定されなくなっている[42]。

④軍事情報

三世代の代表的措置とも言える軍事情報の年次交換は、導入以来、全参加国の完全履行は達成されていない。第1回目にあたる1991年の提出においてすでに、ユーゴスラビアが情報の提出を行わなかった。そしてソ連の崩壊にともなう参加国の急増をみた1992年には、新参加国のいくつかが情報の提出を行えなかった[43]。その後の未提出も主にこれら新参加国によるものである。

⑤危機軽減、コミュニケーション・ネットワーク、年次履行評価会議

危機軽減の使用例は少ない。初めてこの措置が用いられたのは1991年であり、ユーゴスラビア紛争に際してオーストリアとハンガリーが「異常な軍事活動に関する協議と協力のメカニズム」をそれぞれ発動している。1992年にはユーゴスラビアがハンガリーでの軍事活動について説明を行う場をもった。「軍事的性格の危険な事件に関する協力メカニズム」は、同年にポーランドがECに代わって発動している。

コミュニケーション・ネットワークに設置直後に接続したのは参加35カ国のうち10カ国のみであった。既存の外交チャンネルの利用を主張する参加国や、24時間体制で人員

40) *FSC Journal*, no.70, Annex , 11 May 1994.

41) ただし、1988年に2年前通告義務に西ドイツが違反したとソ連とチェコが批判したケースがある。しかし西ドイツとアメリカはその批判を拒否した。Richard Fieldhouse and Axel Krohn, "Implementation of the Stockholm Document and Calendar of Planned Notifiable Military Activities in 1989 and Forecast for 1990", in SIPRI, *SIPRI Yearbook 1989*, Oxford University Press, New York, 1989, p.413.

42) なお1989年から1991年には予定されていた該当活動のうち各1件が中止されている。

43) これらについては技術的なものがその原因とされた。Zdzislaw Lachowski, "The Vienna Confidence- and Security- Building Measures in 1992", in SIPRI, *SIPRI Yearbook 1993*, Oxford University Press, New York, 1993, p.622.

を配置することの困難さを指摘したり、また、費用の問題から接続が不可能であると主張する参加国もあった。しかし、1997年1月時点で55の参加国のうち43カ国が接続を達成している[44]。重要国を含めた約8割の接続率を達成した現在、ネットワークに関する重大な問題は存在していない[45]。

年次履行評価会議はウィーン文書1990で開催が合意され以降、毎年開催されている[46]。必ずしも全ての参加国が毎年参加できているわけではないが、CSBMの履行に対する説明や評価、提出済みの自国情報の訂正などがおこなわれ、同時に、CSBMの発展に向けた討議がなされている。

⑥交　流

交流は自発的措置がその内容のほとんどを占める。にも拘わらず同措置は、活発な履行がなされている。措置の導入の交渉中には既に、1990年1月18日から2月5日の日程で参加国の軍隊の最高レベルによる第1回軍事ドクトリンセミナーが開催された。ここでは自国の軍事戦略とドクトリンについての発表が行われ、東西対話の歴史的な重要な出来事であると高く評価された[47]。そして1992年には交流措置の導入を受けて、第2回軍事ドクトリンセミナーが実施されている[48]。空軍基地への訪問は、1991年スウェーデンとオランダによって初めて受け入れが表明され、1992年には7カ所、1993年には10カ所、1994年には4カ所、1995年には3カ所への訪問が実現した。

20年余りをかけて積み重ねられたCSBMの履行をみると、措置の増加は必然的に不履行例の増加をもたらしてきている。しかしそれらの不履行のほとんどは新参加国によるもので、国内体制の変革に伴う混乱と経験不足が主な原因である。また新参加国も履行確保に努めており、結果として履行状況も改善されてきている。そしてそれらの不履行に対して他の参加国は批判するにとどまらず、その参加国が履行を確保できるよう支援を行うという姿勢を保っている[49]。主要国による重大な違反のみられないOSCEのCSBMは、全体として良好な履行が保たれているということができる。

第2節 メカニズムの評価

OSCEのCSBMの目的は、情報の提供により、参加国間に軍事的脅威が存在しないことの確証を与え、国家間の信頼を強化することであった。1970年代半ばに欧州においてこのような信頼醸成を目的とした取決めが合意されたのは、核兵器に代表される大量破壊兵器の脅威にさらされた人々が、信頼を高めることの必要性を認識したことが誘因となったといえる。軍事問題に関する東西間の意思

44) 1997年1月時点で接続していないのは、アンドラ、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、グルジア、バチカン、マルタ、モナコ、サンマリノ、タジキスタン、マケドニア、トルクメニスタン。ネットワークには参加国のほかOSCEの4機関、OSCE議員会議、NATOも接続している。

45) 安全保障協力フォーラムは、ネットワークを通じて受け取ったメッセージを紛争防止センターが非接続国に転送することを決定した。したがって非接続国が情報へのアクセスについて著しい不利益を被ることは防止されている。FSC.DEC/3/96, 8 May 1996.

46) 第1回は1991年11月11-13日、第2回は1992年11月9-11日、第3回は1993年5月4-5日、第4回は1994年4月12-14日、第5回は1995年3月13-15日、第6回は1996年3月4-6日、第7回は1997年3月3-5日にそれぞれ開催された。第8回は1998年は3月に予定されている。*FSC Journal*, no.180, 3-5 March,1997.

47) D. O. Stovall and M. R. Audritsh, op.cit., pp.426-427.

48) Wendy Silverman, "Talking 'Suffifiency' in the Hofburg Palace: The Second Seminar on Military Doctrine, *Arms Control*, vol.21, no.10, December 1991, pp.14-17.

49) たとえば*FSC Journal*, no.70,annex A, 11 May 1994.にみられる。

伝達の場を日常的に持たなかった当時、誤った判断による奇襲攻撃の発生や、偶発事故が国家間武力紛争に発展する可能性は十分に考えられた。また、1968年の「プラハの春」に対する軍事介入やチェコ・スロバキア事件等を経験した中・東欧諸国にとって、軍事力は政治的圧力を意味するものでもあった。したがって欧州諸国にとってCSBMは、奇襲攻撃の発生、偶発戦争の発生、そして政治的圧力としての軍事力の使用を防止する機能を果たす措置である必要があった。

相手国の軍事活動の意図が不明確であるとき、軍事的な偶発事故を侵略的意図によるものと判断して、先制攻撃が決断される可能性がある[50]。また、軍事的意図の不明確な軍事活動を国境付近で展開することは武力行使の可能性という脅威を生じさせるため、軍事力を政治的圧力として活用することを可能にしてしまう。軍事活動が通常のものであり、侵略的意図を持たない旨があらかじめ伝達され、同時に情報の受け手がその非攻撃的意図の確証を得ることができれば、国家は侵略をうけないという保証を得ることができる。このことから、軍事活動の非攻撃的意図を伝え得る措置の履行を義務化することにより、偶発事故の国家間武力紛争へのエスカレートや、軍事力の政治的圧力としての利用を防ぐことができる。また同時に、相手国が非攻撃的意図を示さない場合や、伝達した情報と異なる行動をとった場合は、国家は相手国から攻撃を受ける可能性があるとの警告を受け取ることも可能となる。事前にこのような警告を受け取ることで、国家は対応策をとるための時間的余裕を得ることができ、結果的に、奇襲攻撃を行うインセンティブは低下する。

OSCEで導入された措置をみると、事前通告、年間計画による軍事活動に関する情報の提供は、参加国の実施する活動が通常の軍事訓練であり、攻撃を目的としたものではないことを通知する措置である。さらに検証措置により、参加国は通知された活動が実際に非攻撃的なものであることを自ら確認する、すなわち相手国の非攻撃的意図の通知が正しいとの確証を得ることができる。次に、事前通告をともなわない一定規模以上の軍事活動は実施し得ないため、政治的圧力としての軍事活動の使用も防止される[51]。また、奇襲攻撃を成功させるためにはある程度の規模の軍隊を投入する必要があるが、一定規模以上の軍事活動の実施は、制限規定、年間計画そして事前通告規定により、2年前通知、1年前通知、そして42日前通告の合計3回の通知が必要である。さらに実施回数には上限が定められている。そのため、これらの規定に違反して軍事活動を行うことは、その活動が日常的なものではないと通知する効果を生み、結果として、一連の措置は奇襲攻撃に対して一種の抑止力として働くのである。

以上のように、OSCEのCSBMは、履行確保によって「奇襲攻撃の防止」「偶発戦争の防止」そして「政治的圧力としての軍事力の使用の防止」という機能を果たす措置で構成されている。また、OSCEのCSBMは第3章第1節でみてきたように、十分な履行が確保されている。したがって、CSBMは履行されることによって期待された機能を果たしているということができる。さらに危機軽減措置や年次履行評価会議の開催は、上記の機

50) 軍事活動の意図と軍拡・武力行使の関係について詳しくは、Sverre Lodgaard, "Threats to European Security: the Main Elements", in Sverre Lodgaard and Kael Birnbaum eds., *Overcoming Threats to Europe: A New Deal for Confidence and Security*, Oxford University Press, New York, 1987, pp.7-16.参照。

51) John Jorgen Holst, "Confidence- building Measures: A Conceptual Framework", *Survival*, vol.25,no.1, January／February 1983, pp.2-4.

能とは異なった機能を果たしている。OSCEのCSBMは、情報交換的機能に加えて、協議によって広い意味での安全保障問題に対応するという、新たな機能を持ち始めているのである[52]。

第2章でみてきた措置の発展は、メカニズムの発展であると同時に参加国間の信頼の強化の過程を示すものでもある。義務的措置としては大規模な軍事演習の事前通告のみに合意できたにすぎなかった参加国が、11年後には抜き打ち査察を含めた検証措置に合意し[53]、さらに軍備管理的側面を持った制限措置にも合意した。これらは信頼の希薄であった参加国間に、一定の信頼感が生じたために可能となったと言える。また、第三世代を代表する軍事情報の交換は、軍事組織や装備など自国の軍隊の能力を透明化した。この措置によって参加国は、他国の軍事予算や所有する兵器・装備の変化を継続的に追跡できるのみならず[54]、それらの能力の判断を可能にする情報が公開されるからである。第一世代、第二世代のCBM／CSBMが軍隊の活動に関する情報の公開であったことに鑑みると、第三世代のCSBMの背景には、国家間の信頼の深化があることがうかがえる。

また、1992年のヘルシンキ首脳会議での安全保障協力フォーラムの設置も注目される。CSBMが発展するためには、「措置の合意→検証を伴った履行→履行評価→措置の改善」という循環メカニズムの存在が重要である。常設機関である同フォーラム設置以前は、CDEを継続開催することによってCSBMが交渉された。すなわち、交渉継続のマンデートが成立しなければCSBMの発展が中断されるというリスクを負いながら、このメカニズムは維持されていたのである。しかし、CSBMの交渉、履行確保ならびに履行評価を定期的に行う常設機関を設置したことで、OSCEは上記の循環メカニズムを恒常的に確保した。結果として、OSCEにおけるCSBMの一層の発展と信頼の深化がより安定的なものとなったのである。

おわりに

OSCEにおけるCSBMの発展は、それ自体が参加国間の信頼の深化を反映している。そして対象領域の拡大と規定内容の精緻化という二方向からの発展により、他に類を見ないCSBMメカニズムを作り上げた。このメカニズムを構成する諸措置は、「偶発事故の武力紛争への発展の防止」「奇襲攻撃の防止」「軍事力の政治的圧力としての利用の防止」という、欧州における国家間の信頼強化に必要とされる機能を果たしうるものであった。そして参加国がCSBMを確実に履行することにより、その目的は達成された。このような発達したCSBMメカニズムにより、欧州では国家間武力紛争はもはや発生し得ないとまで言われる。さらに近年では、OSCEでの

52) Heather F, Hurlburt, "CSCE's FSC: Creating an Arms Control Negotiation for Post-Arms Control Europe", in Arie Bloed ed., *The Challenge of Changes: The Helsinki Summit of CSCE and its Aftermath*, Martinus Hijhoff Publishers, Dordrecht, 1994, p.49.

53) CSBMの査察制度は、ソ連が始めて現地査察原則を義務として受け入れた点が注目される。 Sverre Lodgaard, op.cit., p.23.

54) パルメ委員会は1982年の報告書の中で、軍事費の公開が信頼強化に貢献すると指摘している。 Palume Committee, Common Security, chap.6, sec.3-1.

55) 二国間での取り組みは主にバルカン地域で進んでいる。例として1992年のブルガリア＝トルコ間、ブルガリア＝ギリシア間の合意、1993年のブルガリア＝トルコ間の新たな合意、1995年のブルガリア＝ルーマニア間、ルーマニア＝ハンガリー間の合意、が挙げられる。これらはウィーン文書1994を補足するものとして位置づけられ、事前通告や視察につき、OSCEでの取決めよりもさらに厳しい基準を導入している。

取決めよりもさらに厳しい条件を定めた二国間CSBM取決めの締結や[55]、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争の解決を目指したCSBMの導入にみられるように[56]、CSBMの新たな活用も模索されている。つまり、全参加国を対象とした紛争予防の観点からのCSBM活用と並行して、一部参加国間でのCSBM導入や[57]、紛争後の平和維持を目的としたCSBM活用がなされているのである。

大規模演習の減少に伴う視察措置の形骸化や、海軍による活動がCSBMの対象に含まれていないなど、依然としてメカニズムに問題は残されている。そして、武力紛争がひとたび発生すればCSBMは無力であるとの批判も否定できない。しかし、安全保障の強化にCSBMが果たしてきた役割は決して過小評価されるべきではない。また、欧州における国家間武力紛争の可能性は薄れたとはいえ、信頼の維持と地域的な問題への対処という冷戦期とは異なった役割を与えられたCSBMは、今後もその存在意義を失うことはない。

56) Agreement on Confidence- and Security- Building Measures in Bosnia and Herzegovina. 1996年1月26日発効。この合意はボスニア・ヘルツェゴビナ共和国とその構成エンティティである、ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦、スルプスカ共和国(セルビア人共和国)を当事者とする。

57) 現在の欧州ではCSBMが重層的に取り組まれている。同じような指摘は、Zdzislaw Lachowski, "Confidence- and Security- Building Measures in Europe", in SIPRI, *SIPRI Yearbook 1997*, Oxford University Press, New York, 1997, pp.502. にある。

表1 履行記録

＊軍事活動の事前通告

＜ヘルシンキ最終議定書＞ ( )....視察回数 NNA...非同盟・中立諸国

	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
NATO	6(1)	7(4)	8(6)	6(4)	7(4)	6(4)	9(4)	5(3)	6(6)	7(6)	5(5)	5(3)
WTO		5(3)	2(1)	3(1)	4(2)	3(0)	1(0)	2(0)	3(1)	2(0)	3(1)	4(1)
NNA	2(1)	2(1)	2(1)	1(0)	3(3)	0	1(0)	4(2)	2(1)	0	2(1)	2(2)
合 計	8	14	12	10	14	9	10	11	11	9	10	1

＜ストックホルム文書＞

①年間計画

	1987	1988	1989	1990	1991
NATO	17	13	11	10	5
WTO	25	22	17	7	4
NNA	5	3	3	4	1
合 計	47	38	31	21	10

②実施された活動 ( )...視察回数

	1987	1988	1989	1990
NATO	15(9)	15(8)	10(6)	4(2)
WTO	25(8)	21(7)	13(5)	5(1)
NNA	2(0)	3(3)	3(0)	3(2)
合 計	42(17)	39(18)	26(11)	12(5)

＜ウィーン文書 1990～ウィーン文書 1994＞

①年間計画

	1992	1993	1994	1995	1996	1997
NATO	5	4	4	6	3	4
WTO	0	0	0	0	0	0
NNA	0	1	1	0	1	0
	5	5	5	6	4	4

②実施された活動 ( )...視察回数

	1991	1992	1993	1994	1995
NATO	4	6(4)	4	5	5(3)
WTO	0	0	0	0	0
NNA	1	0	1	2	0
合 計	5(1)	6(4)	5(3)	7(4)	5(3)

＊査察・評価訪問

＜ストックホルム文書～ウィーン文書 1994＞

	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
NATO	2	7	9	4	3	2	11	3		
WTO	3	6	7	5	4	2	0	11		
NNA				1				7		
合 計	5	13	16	10	7	4	11	21	23	23
評価訪問					24	47	54	54	63	

1975～1986年については Victor-Yves Ghebali, *Confidence- Building Measures within the CSCE Process: Paragraph-by-paragraph Analysis of the Helsinki and Stockholm Regime*, UNIDIR, New York, 1989, pp.21-24.より作成。1987年以降については SIPRI 年鑑と OSCE 事務局から提供された情報から作成した。SIPRI,*SIPRI Yearbook 1987,1988,1989,1990,1991,1992, 1993,1994,1994,1995,1996, 1997*, Oxford University Press, New York, 1987,1988,1989,1990,1991,1992,1993,1994,1995,1996, 1997.

表2 措置の精緻化　　実線下線...新規定　点線下線....改善規定

	ヘルシンキ最終議定書	ストックホルム文書	ウィーン文書1990	ウィーン文書1992	ウィーン文書1994
	1975.8.1.	1986.9.19.	1990.11.17.	1992.3.4.	1994.11.28.
軍事情報の年次交換			＜軍隊に関する情報＞軍事組織、兵力主要兵器・装備システムに関する情報 ＜主要兵器・装備システムの配備計画＞翌年の配備計画の公開 ＜軍事予算情報＞承認後2ヶ月以内	＜軍隊に関する情報＞軍事組織、兵力主要兵器・装備システムに関する情報 ＜主要兵器・装備システムの配備計画＞翌年の配備計画の公開 ＜主要兵器・装備システムのデータ＞既存の主要兵器・装備システムのデータの交換 ＜軍事予算情報＞承認後2ヶ月以内	＜軍隊に関する情報＞軍事組織、兵力主要兵器・装備システムに関する情報 ＜主要兵器・装備システムの配備計画＞翌年の配備計画の公開 ＜主要兵器・装備システムのデータ＞既存の主要兵器・装備システムのデータの交換 ＜防衛計画、情報交換＞防衛政策・ドクトリン、軍事計画、前年度の防衛支出、次年度の防衛予算 ＜説明、再検討、対話＞提供された情報につき2ヶ月以内は質問可能 ＜追加的情報＞防衛計画に関する情報提供の奨励
危機軽減			＜異常な軍事活動に関する協議と協力＞異常な活動についての二国間・全参加国間協議の実施 ＜軍事的性格の危険な事件に関する協力＞危険な事件に際しての情報提供と説明	＜異常な軍事活動に関する協議と協力＞異常な活動についての二国間・全参加国間協議の実施 ＜軍事的性格の危険な事件に関する協力＞危険な事件に際しての情報提供と説明 ＜軍事活動についての懸念を払拭するための訪問の自発的受け入れ＞自発的な招待の実施	＜異常な軍事活動に関する協議と協力＞異常な活動についての二国間・全参加国間協議の実施 ＜軍事的性格の危険な事件に関する協力＞危険な事件に際しての情報提供と説明 ＜軍事活動についての懸念を払拭するための訪問の自発的受け入れ＞自発的な招待の実施
交流			＜空軍基地への訪問＞空軍基地への招待、5年に1回をこえての実施義務なし ＜軍事的交流＞軍事的交流の促進	＜空軍基地への訪問＞空軍基地への招待、5年に1回をこえての実施義務なし ＜軍事的交流＞軍事的交流の促進 ＜新しい種類の主要兵器・装備システムのでデモンストレーション＞配備後最も早い機会	＜空軍基地への訪問＞空軍基地への招待、5年に1回をこえての実施義務なし ＜軍事的交流と協力のプログラム＞「軍事的交流」「軍事的協力」 ＜新しい種類の主要兵器・装備システムのでデモンストレーション＞配備開始後1年以内に実施
軍事活動の事前通告	兵力2万5千人・21日以上前	兵力1万3千人・戦車300両 上陸／パラシュート急襲演習兵力3千人 航空機出撃200回 42日以上前	兵力1万3千人・戦車300両 上陸／パラシュート急襲演習兵力3千人 航空機出撃200回 42日以上前	兵力9千人・戦車250両 上陸／パラシュート急襲演習兵力3千人 航空機出撃200回 42日以上前	兵力9千人・戦車250両 上陸／パラシュート急襲／ヘリコプター上陸演習兵力3千人 航空機出撃200回 装甲戦闘車両500両 迫撃砲、大砲、複数ロケット発射装置250門／基 42日以上前

視察	軍事演習への自発的受け入れ	兵力1万7千人 上陸／パラシュート急襲演習兵力5千人	兵力1万7千人 上陸／パラシュート急襲演習兵力5千人 視察プログラム改善	兵力1万3人 上陸／パラシュート急襲演習兵力3500人 戦車300両	兵力1万3千人 上陸／パラシュート急襲／ヘリコプター上陸演習兵力3500人 戦車300両 装甲戦闘車両500両 迫撃砲、大砲、複数ロケット発射装置250門／基
年間計画		11月15日迄次年度の軍事活動計画	11月15日迄 次年度の軍事活動計画 提出情報の修正義務	11月15日迄 次年度の軍事活動計画 提出情報の修正義務	11月15日迄 次年度の軍事活動計画 提出情報の修正義務 コミュニケーション・ネットワークの利用
制限措置		兵力4万人を超える活動は2年前通知 2年前通知のない兵力7万5千人を超える活動は禁止 年間計画に含まれない兵力4万人を超える活動の禁止	2年前通知のない兵力4万人を超える活動の禁止	2年前通知のない兵力4万人・戦車900両を超える活動の禁止 兵力4万人・戦車900両を超える活動は2年に1回まで 上記の基準以下で兵力1万3千人・戦車300両を超える活動は1年に6回まで(うち兵力2万5千人・戦車400両を超える活動は年に3回まで) 該当活動がないときはその旨通知	2年前通知のない兵力4万人・戦車900両を超える活動の禁止 兵力4万人・戦車900両を超える活動は2年に1回まで 上記の基準以下で兵力1万3千人・戦車300両を超える活動は1年に6回まで(うち兵力2万5千人・戦車400両を超える活動は年に3回まで) 該当活動がないときはその旨通知
履行と検証		<査察>年3回までの受け入れ義務 地上／空中査察 地図、カメラ、双眼鏡、口述録音機、航空図	<査察>年3回までの受け入れ義務 地上／空中査察 地図、カメラ、双眼鏡、口述録音機、航空図、チャート、ビデオカメラ、夜間可視装置 <評価訪問>60部隊につき1年に1回の評価訪問の受け入れ 年5回まで受け入れ拒否可 双眼鏡、口述録音機	<査察>年3回までの受け入れ義務 地上／空中査察 地図、カメラ、双眼鏡、口述録音機、航空図、チャート、ビデオカメラ、夜間可視装置 複数国での査察 <評価訪問>60部隊につき1年に1回の評価訪問の受け入れ 訪問対象の拡大 年5回まで受け入れ拒否可 双眼鏡、口述録音機	<査察>年3回までの受け入れ義務 地上／空中査察 地図、カメラ、双眼鏡、口述録音機、航空図、チャート、ビデオカメラ、夜間可視装置 複数国での査察 地図の提供 <評価訪問>60部隊につき1年に1回の評価訪問の受け入れ 年5回まで受け入れ拒否可 双眼鏡、口述録音機、地図、カメラ、ビデオカメラ、チャート、受入割り当て完了の通知
コミュニケーション・ネットワーク			首都間直接ネットワークの設置 外交チャネルを補完 CSBM関連情報の伝達	首都間直接ネットワークの設置 外交チャネルを補完 CSBM関連情報の伝達	首都間直接ネットワークの設置 外交チャネルを補完 CSBM関連情報の伝達
年次履行評価会議			履行に関する疑問、説明 年1回開催	履行に関する疑問、説明 年1回開催	履行に関する疑問、説明 年1回開催